

## 施行箇所図

施行箇所は赤枠で囲われた①、②、③の範囲とする。

①、②、③とも高木が電線に接触し、①、②の範囲は、樹木が水路に垂れ下がっていることに留意し、現況を確認し、施工計画に反映した上で入札の総価に含めるものとする。

伐採面積は陸地部のみを算定したものであり、水路側へ張り出した幹及び枝葉の処理についても、本業務の範囲に含むものとする。

